

公立大学法人滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 8 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）および公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）が設置する滋賀県立大学（以下「大学」という。）に置く職ならびにその選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(職 員)

第 2 条 学則第 8 条第 1 項に規定する職員は、法人の職員をもって充てる。

- 2 前項の職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条各号に定める職務に従事するほか、この規程の定める職務に従事する。
- 3 事務局に置く職については、別に定める。

(副学長)

第 3 条 大学に副学長を必要数置くことができる。

- 2 副学長は、法人の副理事長または理事の中から学長が任命する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 副学長の任期は、副理事長または理事の任期と同一とする。

(学部長)

第 4 条 学部長は、当該学部の教授をもって充てる。

- 2 学部長は、当該学部の教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 前項の候補者の選考方法は、当該教授会の定めるところによる。
- 4 学部長の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし引き続き 4 年を超えて在任することとはできない。

第 5 条 (削除)

(全学共通教育推進機構長)

第 5 条の 2 全学共通教育推進機構長は、理事長が指名する理事をもって充てる。

- 2 全学共通教育推進機構長は、全学共通教育推進機構の業務を総括する。
- 3 機構長の任期は、理事の任期とする。

(図書情報センター長)

第 6 条 図書情報センター長は、図書・情報システムを所掌する理事をもって充てる。

- 2 図書情報センター長は、図書情報センターの事務を処理する。

(地域共生センター長)

第7条 地域共生センター長は、地域連携を所掌する理事をもって充てる。

2 地域共生センター長は、地域共生センターの事務を処理する。

(環境管理センター長)

第8条 環境管理センター長は、施設を所掌する副理事長をもって充てる。

2 環境管理センター長は、環境管理センターの事務を処理する。

(産学連携センター長)

第9条 産学連携センター長は、産学連携を所掌する理事をもって充てる。

2 産学連携センター長は、産学連携センターの事務を処理する。

(学生支援センター長)

第10条 学生支援センター長は、学生支援を所掌する理事をもって充てる。

2 学生支援センター長は、学生支援センターの事務を処理する。

(学科長)

第11条 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。

2 学科長は、学科の運営に関して取りまとめを行う。

3 学科長は、当該学部長の推薦に基づき学長が任命する。

4 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 その他学科長に関して必要な事項は、学部長が定める。

第12条 (削除)

(学部附属施設長)

第13条 学部附属施設長は、当該学部の教授または准教授をもって充てる。

2 学部附属施設長は、学部附属施設の運営に関する校務を担当する。

3 学部附属施設長は、当該学部長の推薦に基づき学長が任命する。

4 学部附属施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 その他学部附属施設長に関して必要な事項は、学部長が定める。

(専攻長)

第14条 大学院研究科に置く専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。

2 専攻長は、研究科に置く専攻の運営に関して取りまとめを行う。

3 専攻長は、当該研究科長の推薦に基づき学長が任命する。

4 専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 その他専攻長に関して必要な事項は、研究科長が定める。

(残任期間の特例)

第15条 学長は、前4条に規定する職にある者が辞任を申し出た場合、または欠員となった場合は、当該学部長または当該研究科長に後任者の推薦を求めるものとする。

- 2 前項の事由により推薦された者の任期は、前4条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し現に学部長または国際教育センター長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 この規程の施行に際し現に学部長または国際教育センター長の職にある者の第4条第4項または第5条第5項の適用については、この規程の施行の前日までに当該職にあった期間を通算する。
- 4 この規程の施行に際し現に交流センター長、環境管理センター長または地域産学連携センター長の職にある法人の職員は、この規程の施行の前日における当該職の残任期間が満了となるまで引き続きその職にあるものとし、その間、それぞれ第7条第1項、第8条第1項および第9条第1項の規定は適用しない。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第5条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2関係）

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（第 3 条関係）